老士雜談抜書　全

り5
4731

門 り 當5
號 674 6731

雑談抜書

老士の雑談多くは實しくの在ところにて地の
人も皆知るべからざる事を深の底よりかきの
出しは対記書まで一大屋ゆへく
明将も百不實伐律ずしてして人の
虚言ハ稀しみえるて壽島の知遣ても
多くの虚し異伐かるゆへといて虚言あり

山名氏藏書
四七 十二 内田氏藏

あらためて人改正し遂けし事数
事しの歴し筆り候也何分
也

咲雪判

一 庵子雑談に抽つるしおきてありにてくは
ふるき物又名跡四海の事に付て書おきしきを
おそらく常に書てしけらしくあつく文段の
事はおしまそ書つらしはえて家の古伝
詞てうる人世にあまねく不知る程にありしとへ
ましき談りしこる月とおもへるまで存もけ
うかしと思ふ星は人のはらしくもの古きに
此山のたく一言まへうたき思ひよりてく
大かたくの事いこもしきつくしと

一 上遠も

一　去歳此藩中ニ佐久間修理とて洋学
専門の人　軍学ハ小幡勘兵衛流を　子
大経小伝ニ通しし人之所書にて
編集之書も同書不少書物之類　今の
人にかはりける人の智恵ばかり　他ニ通し候
ことに内忠孝を擢達し　家非印ヲ僭　有へしか
来りしも取り上ぐこれまし　其への也限り
ありし事　以後信州へ配流之有る者悪の
者之筆ニ漂之　遠流の後　出版　人

就而ハ悉く違ひ候て信濃中山ニ而有之候而
難船ニ付もとより其儀も参らしまて先年七八年之
者一人異人信州之安宮候問合して究実
かゝ何へ尋問しまし實の私に此書取りしとぞ
くの漂流之候而ゟ此道之中ニて江戸織ニ及候まし　限
無難ニ送候まし　一ヶ月江戸へ尋つき候　信濃
ニ飢死ニかゝり候　海草又ハ草の根を
喰ひ候ニもちひ　草へ木にて折りてつなぎ
て養ひ候事　一　本年ニ至り　一　信濃ニ住しては

出奔して出羽前より京都にかくれける
ところ御山にて明るしこと されとも其人は利欲
にふけり名利をいとひ 信義を以て
の鮭延越前守は忠義の武勇の世にこの忠
義は主の命に代て討死し忠節の勧め志
知行を以て後世までの君よりの恩
代のよしみ 子孫の其名を世に残し
すくなき鮭延越前守か忠臣として 候へ
よく承り候のうち申して候

一 氏も出羽守まて出来し以下
出羽守護人に長谷堂の城主に鮭延
越前守とて名誉 山形を恐ろしく思ひ候の者
其後は 水戸中納言殿を以て一万石と云し
出来て子孫相続して今の其家ハ此家臣
と申候 越前守ハ 此家の家臣の一万石
其後の子孫 左衛門ハ 十四万石とく以大
名となりし 越前守か 内儀以下家人
加勢にして 十三人 御家中に有之候 家人

紛として無之候ハヽ浪人ニ而も當役被仰付右の人へ之
差支り有之候而ハ百姓之類ニ而も相成候ニて手前出来候
仕候ニ付年頭ニ御家領ニ而も無之候
御家老へ申上候而ハ公儀御年寄衆之内より御申付候
其意之人ニ而御年寄ハ何事ニも申上候而も御座候而
此分相聞候ハ御役人へ御尋有之候而も年寄衆
御役人衆も御様ニ相成候而書付を以申上候へ八ヶ所の能
御年寄衆も御年寄衆の御合候而御年寄衆九人ニ而
御役御役人ニ而御用ニ付御差図ニ候ハヽ如何可被下

浪人御役ニ相成候と云ニ而浪人ニ被成候而
て出来之御年寄衆御役人御免被下候而
ニ而者此の者共へ被申付候由ニ付
御尋一年御役之ニ相続御用被成之候由
御成被下候様浪人ニ而も可有之候
右之通ニ御座候

一 御老中御用御役被仰付候浪人ニ而も
其外之書付御覧之通田舎ニ而も有之候様ニ
しても御年寄衆ニ而御尋之儀ニ而

らく清ハ銀丸の鑓組頭をして十七年 断食
母ミく居者ハ日比用給を遣しけるか共 年盛
之枝をつミて取て 和ら筆積り居
得申て 葉先ふ にて 飢死せ之 し申之哉
ある事ハ 安き事 なまて とも 存候ハ之義
積候ても事て 死職給ひあまり てに苦しき
和殊人ニ負も 訓のまとふなもありまして 苦き
為之 相果候く 思召一段も 張居候事之気しく
天なしく思召様ふ 行末 務めへし 是哉

米のミよ事之 折て 合力ても 頼ミし只今ハ
合力とて 済しして 得申ぬに 海人ニ義のいうら
成筆匠 ありへ 事て 用事なく 無飢浪人のす
と無佃よ 助し ほまてし 支も痛みしき事へ
侍そ 相生へ 行きそ 輩へ 余りし 秘事の者給
思召之 浪人 伴の子 細依 相語し 只 思召す也
むかし 浪子 思ひまし 事て 揚国よ 存候之ハ人々いる
さまへ 急達は 罪も あくきまし 浪人のす 助し
取扱 付てそ 此様待に ても 在達 無事と 此様ハ

召候迄ハ、前後ハ別して聞苦敷川へさす
みれ候事ハ不届至極し候得とも是迄之義ハ
八上非分之取計ひ候共御座候ハヽ人を惑し候様成
二付色々被申立候而、正路の人を取違ひ候に
甚しき不都合之事共ニ候得共是等之儀ハ
すのこ其外一切之儀ハ旧来之通り申付候
迄ニ御座候而申渡し候処、右様之義ニ付
手広く可致旨申渡し候

一 上野入会八ヶ人数寄合候而海道筋勘弁致候事

此節之渡人分ニ而重立上非分之儀ハ申付間敷旨
定りの新規之儀ニ付候而ハ古例候金之内迄出取候旨
且又新規の川岸ニ而職給下され候処
候事一度ハ以附上非分之者共末達而候金之
行届候様ニ而ハ見候而市川の川岸不当
候ニ付候而ハ右ハ浮沢沙汰之義不相成
を市川村之者共ニ而取計候金之沢分を
下もしも又は世上之風評ニ而評判不穏
人々ニ疑惑を生し候而は御用向之妨とも相成候

右様之居合五十人程罷出候ニ付右之通
相成候ニ付勘定奉行之評定所ニ而御聞届し
仕合ニ付乍然右町奉行所之役人尾之御目付と
願候ニ付御勘定所ニ壱人ツヽ差出し候旨
一　いとゝく年中金高差出し候方
相止し候得共町方ニても同様之事ニ付勘定
済候ニ付差遣し候得共右之通ニ付右御用ニ付
の御用事件申付候ニ付遠慮仕候ニ付
来ニ付右之通之御勘定所へ願出し候得共

右之通ニ而御勘定所之願之処相済
之上願之通願出候上ニ付差遣し候得共
同し達候ニ付其段申上候処
済候ニ付人ニ御勘定所ニ付願出候
件の通申付候ニ付其人ニ金子差出し申候
右之通ニ付差遣し候処右之通ニ付
願出候ニ付差遣し候得共
しかのらんの御居合願し御勘定所
右之通之居合ニ付願出候人ニ付候

ゑらしかけ己の身に及ひ申候ハゝ如何しかしと存まし
ところ内へ忍ひ入り此所にて申聞く夫の
仰られどの由を申上候へハ出入之衆から
や承知致し候へ共二ハ見え申さず候故何の為
ともかくも其上にて参会候半と存候
被申候

一 大納言殿の御附お屋申候中納言殿へ参り候時
これ川上へ参り候処御川の守申上候由
其上安藤帯刀殿ト申者へ申付けたり

也しか中納言殿御居所を尋候にて不存候由
ひとりにて居り候と申上候へ共申しもなく中納言
ましく御座候しかれとも九条殿ヘハ参り
すまじと申納言殿を御使者以て其元の居所
は八道中の所まて出し可参申尋候
あまり存分御座候御断し候を申遣し
ましく候御返事にては其後ハ何とも申さすして
又九条殿へ参り御返事に及ひ候へハ如何なく
去はかし申へしと此方へ参りて申候

此度[illegible]にて[illegible]

九郎[illegible]押[illegible]

[illegible]百人組の御持筒の[illegible]

組の[illegible]二十[illegible]九郎兵衛[illegible]

ハ此[illegible]組の[illegible]

[illegible]郎より[illegible]二十両[illegible]の

[illegible]一[illegible]

上[illegible]人[illegible]

[illegible]

さん[illegible]上意[illegible]

[illegible]九郎[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]一分の[illegible]

[illegible]件の[illegible]

[illegible]

[illegible]一旦[illegible]

[illegible]

自分手足をはなれしごとく世の中御度人様の気に
合力いたし出るゝ御役人様方へ江戸
事に於此件の者ハ切腹申付るしく
一 人死して此逢ふの時火事等く出来しく
出来むかししを取して皆うしなひ尾張
百姓ども苦しみ大雪として人死して此度の時
天災にかゝる事より五穀の中出来す損亡しから
辛苦く飢饉にて人死人多く出しを
親類子ども其身に差して流しころす家

ことく西国のはる遣し江戸の都ハ八百八町
出入りとき者く文政元年の頃出来の
死去の時桐ヶ谷のアにて葬礼出来しに
世の天保のとき異国に渡りて殊に多人成
され此時其の年一同の悲嘆の事
ときは出来の事に出来も見るも
別して天も悦なる出来て田舎にて
作業の田畑異なり此年の時雲中不
火事等く出来のやうにし其のしるし

和尚於る　打擲らく　金銀米きいのしハ
こゝあしと大きあらくの立達ハ　此筆
なら便ち頂へらく別墨らく地道り　古絵ひ
まう使うく感してこれあと作達　此筆
頂人手取る新るさ事手と尋達ハ作手
の云　前しよ作達りし　死るて中来て附達
りし例よ辰ある廊下の作振まるて　なに
於達てしハ　福禄の人之筆の能而多くて
其筆以らく其事をんしと　不弁　筋ゐ渡るとし

其廊下　此筆しなりらく　書てならと　松とも注ら
つりしくへとなりて　此家ハよ前しより　済とまへうり
本源ハ　此筆の御役をなし　おりうす　其外人の
すとしうすしく　根本しらさるあるとへしまとへと
以前ハ人作ゟらく　おらうさし　定りて　其無まに
存りく　難よ子　作りくうしみ　いまとおりくいらく
さりと附ハ　死してもそ　悪魔　悪果　此筆　雷
或ハ　よろう　天狗　ならうん人ゟの人は　其
悪しまに　悪しく　よしらく　其実なりく　実筆あり

よき根にも勝りしよりしく悪しき悪心家業にかゝり
出て行ふ 新家を悪敷好き隠便にして
人の為になし 物より家業をもすまして公儀へ其
八まつて保ち守るへし 寺よりも水は取るへし 平常の
其物ありま迄持つ中 このめらして脇附をうるさてで
所からしの如し とくまは元の水くしかくるとそうく
并ひて物申し 新家も其附に勤らもさ其
相手も新附早く 身もあつて公儀へかゝへ公儀は
元来家作はずし 根こそも個別もとくへもまる迄

害あるべしあらそふ所の本へ新家を相手取へ出しては
悪事の万事八雷の如く難儀の上に家業も難し
新田其無八口違に出家住ても難儀出来ん
てきさ私欲難し 根元難儀へ公儀へも知らるへ
さくつきなれば 活害意八方民も其
とれ難儀つきらまゝ尽きぬ成行しかし私内の
新家は兎角出家の金つゝとなの用に左難儀成
情あらくさま難新し 如して其身をく根こそ勝へ
二つに分けしは 私達こそまではなく候へはばかりもなし

の射手の心持は　氣高く　勝負をもとめ　敵に
つまへ只いふものゝきかし　あはれなる正しくとも身
とこ人ありけ類なし　あさき大名の前にて君に
く仕るまじく事　新しくして君の御為に
ハ忠臣もしかるへき

一　安藤信田　保平　周防守在　飛騨出雲守　二十冊
部信の御事　大守に申可へくし　搦手長くあるとて
しく寄合くとる三河吉田の　仲よく忠勤
其のためとて　程に振舞ふるまひしける　周防守

二宮惣兵衛佐御家中より人　播磨の守に申して攝州
よりかく切拂ひとく走りて進みて去年を重ね
すみやかに討取りし　御旗本にて　雲州より　大手の
旅立ち候て　御家中より　上國に残しおき
己の身を　世をめくらし　人の心に　奉公の事
掃ひ来て　しく　高名　御佛　御前にて御旗ひらき
二の丸の御陣に御供して　御取りて　越後の國
其外家中の　武道の達人　御勘定　播磨殿にて　御主
きりとり　中にて　これらを　あしく取りて　慢心　之

きら然へ大きて悪魔へ出て須然須早能知らく
自らこれ其勢を部隊し者仰をとらくへ
きま之天狗なりて古き宗山の名人高源之見者
いろいのけんへん其まゝてとも須然徳仏の徳ひよき
ちか改之ニ人を射しては大字然深う有よ二中組ひ
きる後侶しかよしよ仏へ上ハかの事ハ其人へ然花
と人ハ玉顔見の其説ゆしと主へ進てし然者其の
あらそしの気数しさ出師あしも須を五并ら
よろいま戸附き ち中く月宗を浪擬ちかことし

蘇生之ニもち名人気を丁寧しの趣あらう 跡由此
幽玄之進し情んあらく神恩をて依りも人あまよこへ
ちらへ之へよこ抜しも人て事へ
一
青山家太郎左衛門殿 家々徳長瀬の附東事の之
扇子一輪之 常に預し 其まゝ太源あり二十有よ
其事あ之け升ら髪あらハ此頃もとらこちに
扨まかくつき 中将の集雲寺 徳ゆくるち有れに
川ちゆへ 雷出原て 一本其へ衣に附太郎左衛門殿
つもり升書よりもかゝてきゆ得よ住跡と るまして

其後みなこゝに迄たりの御中状なきよし
の給ふ門すき浅と出つ御門あらくしまる
入つしこゝ存て行かた覚まつ抱つつて自ら
のこゝ木心からく紙ぬき此扇の紙折りし者ハ
称する東之ゆくの合せて乙へてしまひ八郎の
子や其心の御中をつ行さやうに抜けしの
ともに紙封はハいまて乃表之同し通りし
てこと自然の内通りしに遣こそ未来と見
のとかくしめ紙切への書そ外の存中の志ハ主人とり

一同よ例しふるし兵はし八言へて申通す所大将参見
の為事八ようこふ人へも御近所の紙切へ人へまつ之へ
又其筆の書き事へ大将ありても浅き行とめ
那より遣へし一つ二可聞ても渡し言と八成
よ其筆々府え八流して給はハ書きに是へ所
旅のけハ口人足あるへいよ存出の元留人のよし
人成ふかうし是筆ふ迄近ゆしまて左の
関の行きの内よ名の筆まて出とも通の村し
の方やまいふ是てゆるし重量々紙の附ハ在所云

然く関東八州の事は百姓ともおゐて　わきて仕置
の事ともすへて国々の風に合せて　此事ハ一ヶ年ニ事を
吉利支丹之儀ハ堅く御禁制也　此事きびしく
人を遣し候て事の次第ハ人とも申つき
相守へし　右之条々堅く可相守之者也
代官の事共へ其地の事を守り　一通之旨を心得て
召仕の人は能々可相守事は其の制禁ハ右之通可令
此事に事に念を入　人々ともに法度を守り候事
其外の御用事へ申付候事共を無相違事可致事

通りを守り候て軍用の為を心かけ候へし
又各城廓等を守り　平日の守り油断なく
大事の時ハ此旨を心得可申付事　但シ武道の
の儀は不断心懸　身を慎しみ申すへく候
中節之の事の儀　守の儀申すへき者の
事也

一　諸国の百姓共の儀は代官の者共川筋を守り候ての
ものは時々其外の下代一同に此段を守る事の家
共　諸役を守り候へ　其事へ申し付らるへき

まゝ弟人へくだりつる事一宗の祖師へ違申まじく
御弟子雖然事のまへと読誦事の西蓮七八日
人法の流の断絶なる人異体二十日ともし
其身を記する人中読誦事ハ謗法西化主人八百
先言ひ今ヶ条の如く前後ち西化主張
松前山主之を御取して内外ハ前後を
従抄押しぬる人出家して身を敷山への心やすく
弟ハ御建立之御法書ハ読誦事みなく八枕
行なすべき事而事にて可しく辞申す也

主二十余年読誦事と示寺達のるへくる也
切一に申而ても候ふ化法事化の也へ
御葉此和様するて西のこくるま御寄難波
此和人へ下也此事大様事ほるる仁取
人様を建立しましそ寺一有依へ種様よ候ん
申し前申経進事ま七る相会よへ有すし候
て二十御法申の事て大様事ほよ言結事中
身て言事しへ申法依事内家和田事立
宗旨よ心法事の時ゝてといふ也

一 中将姫誕生忠臣ハ右大臣豊成同し 附紙帳

うらし右大臣豊成ハ大織冠より之子孫より

のちく氏御末しるこ末流のけるし人之と年代

節しる須人しては御世ハ大臣の三代目絹と内侍

とらうその如く右近の女一人生すし御持の女おく

語りまししと之頃ハ大和国葛城の西なるたか

も其当麻の寺ありけるここれハ当麻寺にて

當麻寺と申せ此寺六十丈と成の方より右成ね二

しとあり ける了 極楽をうつしたる 舞

意光寺の庭の蓮池とあまりそこはつき謹申

御法ノ二三之のさの在主の方文ハ弥陀浄土之

五色の蓮糸を以て織しし次の月日二人

二百なん年にて一夜のうちにて大慈悲の本尊之 丈

りて尾寺の行ま観音の化してまし尼公神

御神仏のふたりこの寺の内ハ徳大寺の蔵

法華経よりして此けりて其如ふくおなお

附そろうをる附ま法人同寺にかわく

あかけし 打まて御ふくたまりし 尾寺人まて

くこそありしが此二十日同じく浪人数
浪人を数多付て遣ひ候各右に書置候ハ
又承り候へ致されし所各々ぞんじ其の御
年右衛門善悪の評判して其浪人まで
我等の所ハ對談の様に被申存候然れ共
所ハ此所浪人の外なき由申候所に浪人
其人に申渡出来候て五年の間五十之
右二十人扶持百石以上ハ内拝知行の者
浪人御目見事是所ハ書置所ニテ浪人

ここもでき致候所に入候人扶持為
浪人召出されて扶持まで出し候川ニテ浪人と
て五千石取りしか此頃浪人召出し
しこうして極老の者を浪人として申
二十人扶持浪人召出しておかせ
其上の浪人たち川ニテ浪人ハ川まで扶持遣り
五六百石より上ハ百二千之人ニテもよき分ハ二百之
ハ此川へ以余の事存せて人ニテの分事
と二の事一もおしと

一 紀伊国出石ハ代々小笠の所之 五家ヲ無住ニ候ところ
久々の縁組ニ而 當主ふまハりと 微収ニ一村高
殿ニて 其後能の 竟ニ田畑ニ而 表ニて支配
ある人も在と云ハ 前の男 惣男も 相ましく
と前後 其の縁み ぐとこ 所死候 右之云ハ 清し
於の事御ニて 御用ニ死候 初而不住居へ参り
ても此庵の主ニ候 紀村の支配合ニ而納候ニて
せ候後ニ人御して 新紀も如く訴し 村も
ある中く西郷之人ニも 手に元来ニ付く 前出ること

あしらひなとこそ御座候よしに候 纔ニ御座候ニし 新縁
としてハも中に候 出石役人衆ゟ下りも 村の内へハ
入候百姓役村の高之ニも見ゑし 日々役所へ参り候て
一 きつき紀之とも其浪人の御し之 村の支配申し
あまり候と云ふ事も 口国ニハ本陣と云 西郷所ニ
御ニも加し候て 日々相あまて 相定め申して書
しくある見の人も御座候ニ付 一向其郷ハ新建候
と候五人の衆 右の者共ニ相待候ニ付て之 新組
候らハ 御所風と存て 御ふりて 打ち不穏と

いさゝ大坂より人数を差遣し之ハ一枚の半
三條の城主ゟ中ニて の手前ニ石の所あり遣し
所存ニ打ち遣し後を頼しく 取りまき色に
て遣し諸軍勢の先手ニあたり 仕置の事は
打たれ候へ共 さ 存候て 云々

一 雑賀人数事ハ 播州 花隈の城ニて籠城
仕りしハ 荒木 摂津守 村重の浪人
ニて居候 [illegible] 中納言 [illegible] 一万石 [illegible]
[illegible] 当年 [illegible] の [illegible] 遣し [illegible]

く孫市当年迄存しらるゝ之江戸の様子ともいひ
只今の先祖より備前守を [illegible] 之
合戦く 其中 [illegible] 御 [illegible] し 申候
[illegible] 其 [illegible] 金田 [illegible] 之
中 [illegible] 遣 [illegible] 遣し [illegible]
の [illegible] 同じ様子一ヶ年て [illegible] 河ま遣し [illegible]
[illegible] 其 [illegible] も [illegible] に [illegible]
[illegible] 様 [illegible] 抜けの [illegible]
[illegible] 弟 同じ様子 [illegible]

さのみくに召され一家来の面々には浪人して己
浪々の身となりしもあまた有しが浪人となりし料理の面々は
底意へ河西氏が勤めし今の八郎右のゝ書
きて野母村の鎮守の御宮を以て賞行の御除書
出し所をさしこし原と子へ口上郷野母台遂世に
田の浪人と云もありし出陣の節々を立世に任年の
毒とも彼にて押へ入申し其為をもつて合点ふ
仕て由緒を経て後まで一日へ此事をよく知る者
何もかも加賀利常の家来に属しての浪人と申す

野母村の外に出申す秋本氏に居たる者の道より
こともかなはず聞しより浪々して一門の家来事実ハ合遂
急度して野母にゐて出と詳しまり一家之れ
しく利常浪々して世に知れしを村としら
きまりへ右その名ハ世に聞えしまし浪人秋本
西来る身村仔細まとこしても野母へ出申
出てしとへ高て二代由緒ハ其家来西通ちして
野母へ人を添へて浪人を伴ひ申へ二度まし初て
幸にして拵掛て田舎へ帰りてつきまとふ

如形渡世之者へ人ハ何事もなりとも是程斗りに
なし候とも不叶之候ハ御定法之に而高浪人へ返済す
利足之分の組借りと云ふとも申談遣もいたし
是ハ世間にてハ申上候て借金利害之様
御手形之由五ハ前々より借状二通借用いたし高利之
いたし候ハ御手形まに壱貫目くらゐの事ハ出し候
ハ右何ほどの事にもいたし候へ利害をとり申候二三年
年々之ハ其元より年々を高浪人私ニハ三百の
如何様ニ成候事ハいたし候へとも段々目もいたし仕置候

有之候とも云 伊勢ニ於て 相応之所之本家にハ当
分の口入 斯く致して 御奉公いたし申て近年
さしはかり候得は 官ニ而 如何成者も 如何にも ミく
則ち申にも云 浪人の事 出来候ても 相済申候
是ハ難儀人 取立申候ても よりて 何れも利害の
出来ぬ事ニ而 いたし候て 其上出来候ハ三百両ニ而し
川里ニ而三両程 年々三両程へし 取高人ニ二百両も
てもいたし 利田ニ而の仕方 年々高利之
十分之事 世間ニ而仕来之 又斯之仕方ニ而人ニ候

なりける處輝へしくしく宜しく　宮方にも常
のことくはなかりしと申しける御たちも捨へ
是非なく事なきとも申しけるに　利常様
差置かれ候也

一　右諸事其時得るに付て野母屋へ参りなれ
の者へ申しても去ル　御様子を[illegible]候
よし申しける所[illegible]近所御出にて御座候
玄関野母屋参り　[illegible]の處にて
其段其方の[illegible]の節へ申して[illegible]

ま一人参りは　西来見るよし　御殿御座
之候は　私事も里分へ参りて　お慈の[illegible]へ御申し
出雲殿へ　かくて縫殿様へ参り　しく[illegible]
[illegible]世間の者へ参り　[illegible]しける[illegible]
ても[illegible]　理兵衛　小屋へ参る　一[illegible]
御上人　野田野母屋へ　[illegible]門へ参りて來り居申て
[illegible]は[illegible]へ　もれ　[illegible]して　然
しまでに　[illegible]して[illegible]し[illegible]　[illegible]して[illegible]
其の[illegible]人にも[illegible]の[illegible]　[illegible]て[illegible]

一 おぼしよく
郷士山中 伊賀守ハ山中主膳か孫 之を討
弟ハ瀬田主馬と申者 草子の庭ハ広き
又あの時し主 其の子を落 武家の
ここに勝手を討る二人にし被下置所
とする内々以て進人 走りて 伊賀守ハ兵の所し
進りにて一人の者を庄屋にて主の一 とまりて参る
討 伊賀守ハ庄屋にて進居以て 任せて走人
の者に逃して 兵部 伊賀守手を討返し

一 門之人討をせ刀ニて行き候とを打しけ候ハあり
拝して夫之人兵部 仇を伊賀守ハこさんなし半
るく事を討勝ちて人をこそし以て返り討ハ臣く
返りて討つし 刀を抜いて 進士ちらへし こさき
仰し主人して 其進みる所本ひし 二ヶ所を
今一人の者又ちょうへし とらく武士の所の任居
其華兵し其く其くの人と出てしきく
一 北家将弟一揆の所にして兵つとちく人
多人数渡より二月廿八日敵討と部しとき

院の下に仏を立つ一寺建立人の事のも
伝りて前の事に阿弥陀堂には是より東
いまに有りみ南の方にかく立ちし云一人の寺ある
所にて立迄りて戸立にも於いて其儘を書
處の所にて時は云へ立し重衍能しる
なり法人にもて法の年をりめて記之候
印仏の所の事にし書写しと云てさ候坂元の所
為寺に明紹とて元秀候に二人岩の甲置跡の
秘蔵付物とあるにとて候仏立つ以て記候て

一
重源和尚は東大寺建立之時勧進
を好まれしなみ也見え侍るや
日本の俗宗に云る如くは入唐渡りし名を
菌の道を伝へる人と云ふ説あれとも死
まつ十律人の人にも同し人の書を行ふ残
法隆寺の物の縁を云名に律を此ふ云て のこそ
栄西之をなし我宗ん也くもし寺にも法に
とかく律に立たしく死よりは日本の事の義
此方にてて以可述事なしきりて 又大和の

隠元禅師の来朝に九山と云[illegible]
[illegible]
の[illegible]九山
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
之の[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 右書ハ[illegible]元和二年八月[illegible]書之[illegible]

此湯へ出かけられ　道中格別障り無御座候旨
御座候由　ご意の如く其もと御揃ニ而御湯治
珍重ニ存し候　左候得ハ御養生専一ニ
是又しきしま御見舞可申上候處ニ而無沙汰ニ打過
より此度ハ手紙にて一筆啓上仕候　御地の様子
つかはし候　御座候へは何分此許ニて
此段申入候　扨又大方様此地罷越候由
にぎやかにて御座候　ふつゝか共申候へ
對し返事仕度候て何分御頼申上候

可申上候　一分の上御湯治の上御快気可有之候は
さてさて其許は兼々御存之通御座候へハ
去ル八日一昨日会合仕へくれ〳〵存候
是迄仕ニ而又候由御座候得共可仕
猶々御様子　上方筋より承りて一段ハ篤
御様子承り候得共〳〵
来月は以川通ニ而御笑覧被下候事大勢の間
よろしく御頼申上候　御無事之由〳〵
候へし　恐惶謹言　人々御中

一 ありかたく

武蔵国ふか山の寺中 桂泉院と云所在

江戸並びに女房出家し 七十余一心中念仏の

志深し 後には観音の誓にもいよいよや称えしも

つとめて以前世より人十念 女房人にしも

常に仏事にも尼師老人蚊帳の内に称よりて更

尼より時分にこれで[illegible]の法華生経のすいぶん

らこく称名[illegible]聞て居[illegible]

かゝりしく[illegible]女房[illegible]念仏メ[illegible]書

まし往生の事を伺ひしすいぶんの行[illegible]に

尼もつてひとへに[illegible]にて念仏申聞て

仰しにすいぶん老称へ[illegible]

臨終往しても念仏宗旨しすぐに宗旨

往生めでたく念仏[illegible]即時に死しけり

尼師ありしく事もなく夜の[illegible]念仏[illegible]

一心すみ念仏[illegible]聞[illegible]称名[illegible]見え

数の[illegible]尼師の[illegible]仏の生[illegible]て

ありとて御信じ給也

一 此御番所にて番頭之人々御供したる時は
組頭の与力差出し其上て御本丸へ出て
候に付く御役申自分の組々其上て御留守
居にして組頭の与力差出て御役所に出
組頭の与力は同役其外の附之与力共
御先手頭のもの共頭も云まては人々之
も如く同事頭役自分の御書付の与力差
出し候ても同役其外の同心共組合
手前にて組頭にてハ与力と与力も出会也

ず御手差之して右の組頭之御番中と差く
与力ニ其月申表向の組子御目見一人与力共
に召連候組の与力少頭文書の組子も御目見
一人与力組並組の与力組頭之御役の御目見
も其月々にて与力小頭ハ三十俵江戸
供も御番中小頭拝領人之差出二十俵宛
く定て其人組子御人ともの御出 ・年
に候くなりし縫合て其外も嘉して大手
御頭人軍用方に付ても御請ハ其合さ候て

陣立并法令之上にて内より破る事なき様はよくよく
つくし置申す事也 軽薄法令之上ハ何事も其
自然と武事の修行すたるへし 然者其代
月并相済候ハ 常憲院様御自筆之御書
きりにも能々申置候附属候の以前事ハ
能成申候得 時々しらせ申候よしにて附属申候
以後其外の武道中に能の事御心付候由に
不申事候得共何とやらん御下手にて此事何らに申候
しまり申候 其事共の勝手 又今日ニは

門しらく 柳営を始むるにものゝ事之

一 世の中の家業非業と云事其世間にてもちいる人多く
有之候 一人経済之二字を専文字と経済す和
其之人行しく候 違事にて 何度にかし 御近年のはと
相正之候て 御内々の子 一人御在らは候て
君子を果敢 詳料して 国家のためと申ス
有なりんく之事ても 死する事なき事にして 家業
行ふの志も 不申 立身を新たに候ても 何かの
しても死 不行ハ 家業の経営 非業の死と任せられ

云文ニ脈よりん気を仕ぬしけれとものハ非業の死
ニ御座らしまて然る所ハ定業之と云いん
しんまてもりん気ハ無病を加て難外の外
調法あらしにまやゝ云事常多成る者て
定業にもしく通へし又失ぬし無病なる脈ハ
かまにて通る脈ハりん気まもすし存理不如しく
きうらは非公有り酒肴生きうへし如何とさ
仕也りん気ニハ然りし經ハ無病に能て理不
叶と在然ぬる定非業に成り能りと叶る脇

ハ其の病脈にし得事ゟ他脈のごとくりん気ニ位て
ゟ然る得く御そし得道へうぬ御座らしして
死する者ハ理不叶へしと存候定業と得るく
祈命不叶ひ事ゟ而て死ある候定業とて子
へし祈りては叶ひ候非業よして死ある八非業
ともうへ〳〵こうしく

一 物のすじ多い云事脈ゟ病ハ在こそもして
ニまわらしてのあし多ゟ病しさとゝ見用承と
ニまとらして古人の曰理御偏ずへうし候ゝよゝゝのと

かりて實の息ふ利をもつて又世にたらし
御前にして聚ひをなし當に佛に如来て法の
信心佛の若ハしくひをたより此時の札の
とくれことを事と信用なりし又彩か樽
己にまうハ此類ハ如何に信心なく頭りてしく
我ハ人の器にあらず勝るかし人ハ法の清き
よりて道理深く又回我心信陰陽
所此類のよからず事なく龍の秘
如何して豈にしなをの御信心事にて為

さりとも是實の心因なり所在何の用によらず
是多く因ひ出所ハ此又當九の理之因果所ハ新因
用ひをなす所ハよろしく因ひをなし所をいふよし
一此地蒸發無之是縁となし多勤なり儀見此年に於
儀去縁のこともまでありて所にて度者の地方ハなるの
因あらく地田地方當に地平にこのひ成りたる
中年にとどまり地方書かするも地方にまうし地方
年高地方に地亦ハ子併一地克に守也最有所在度て
ころ取次の所地なりて小桜として年々まとる年々

一新年ハいふ之一新の事ニて新年ニ新しくもふ
出まるとさて云也年ふく一新ときてハ十
もとも五十年も新之新の年ゆ物ヶ年也
ハあり其由緒ゆ新しくてハいゝ成とて
いふ内ハ云也ハ内の事也云ヶ御祝てふきは
新年ヶ御祝之 新年の御事ハ出ハの云ふ
新しき之ニて云也年云新年ハ一きゝ新年ハ
新くて新ハ云也申も新年ハ新年申[illegible]
云へ祝とも新年の御祝して[illegible]之御祝

新年と新年天事への事新年年御とて新[illegible]
出も事ヶ事之も御祝也二きゆのてこともの[illegible]
如く其新の事て云新年ニ成年二新年の事と世[illegible]
今新年とハ事年事也云事とて云の
年の年ニ新年新年申事年新しく[illegible]
一年年ニて又新年も百年もニ新年[illegible]
新年ニしく

一
新年ニ新年て也百年もあし新年の年もうしら
出御年新年しニしてて新しく新年新年[illegible]

孫子の家にはあるへからさる事はいたすましく
打つゝきて候ハヽよろしく御家人ニ成候ハヽ申まし
としいふ者の小洞侍のよろしき者を頼み可申
尤一年勝手次第 又清家ハ奉公いたし候ハヽ三
ヶ年世をすゝめ候ハヽ家督ニ致し候へ共年季てハ
男の道すたらぬ様に可仕候 御定之通 浪人
年季を以て申付候様ニ致し 浪人とも申候
らち(?)附候ハヽ其をも以て申付候事
随分ハ洞侍の家中浪人の事ハ申まじく候

一 家督之儀 孫家督相續人ハ定て其者ニ申付
御家中 何方ニても可申付候 是ハ相心得
堅く可申付候 以後下々迄申付候ハヽ以来下
々迄申付候 小洞侍之中より申付候切腹仰付
断り候ハヽ可相届候 浪人いたし候人々
おのつから申候へ共 入ハ切腹仕候事 不叶
候様 勝手次第 此度之儀 寄合之上 相究
可申候 人の目利ハ遠慮之事 肉ハ家来の人 申遣
あまねく申候 二月(?) 可相勤 也 勤

一 請候ニ付役人ニ申付て 右屋敷取払之
[illegible]候忠房[illegible]中古[illegible]文字て
[illegible]候ニ付見分として 宮の[illegible]御年寄
[illegible]衆御用[illegible]閑[illegible]のしの御年
[illegible]つまて[illegible]の[illegible]も
[illegible]の内ニ[illegible]ニ[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]ニ[illegible]の[illegible]
[illegible]候[illegible]も[illegible]の
[illegible]人[illegible]の内ニて[illegible]

[illegible]御[illegible]ニ閑[illegible]ハ 表の[illegible]
[illegible]ニ[illegible]候[illegible]
[illegible]ニ[illegible]人の[illegible]
の[illegible]候[illegible]
[illegible]て 一[illegible]つて
御[illegible]の[illegible]
[illegible]人[illegible]閑[illegible]
[illegible]十日[illegible]年[illegible]
[illegible]百[illegible]役人[illegible] 勘

先於て定心の所借銭多く相成[illegible]ニて御済
済し兼候へ
一 青山大膳亮殿[illegible]百年不[illegible]相勤
[illegible]得とも[illegible]候しも[illegible]
大膳亮殿二ノ丸[illegible]候ハ[illegible]
[illegible]御返事[illegible]候
[illegible]ハ勤[illegible]附[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]

下ヨリ[illegible]新[illegible]
[illegible]
一 安永年中[illegible]御[illegible]一生[illegible]
[illegible]事[illegible]の[illegible]
[illegible]中ニは[illegible]百年[illegible]の[illegible]
札の[illegible]事[illegible]浪人[illegible]
[illegible]武[illegible]浪人[illegible]
[illegible]浪人[illegible]
ハ[illegible]の[illegible]

一
いと多く焼出る処縄張を立て翌年中に焼残
百三十人余りて三郎兵衛新三郎人々にて作兵衛
其外ありし二三年迄に病死致し候其之
戸田家安芸民部後島津に小笠原に参りて三右衛門
書付にて候て三分いたし八百石余後に候
主にても三宅志十人を立之後の者として其上八人
其外八百石として一人宛の後て毎年道場へ出候
知行取之二十人余中にも其者節をもつて
此外の者其上二十五人へ京都へ毎年秋の末

貊の芝神庭などいふにして三の社へ二つの社へ
是にて後へ参りて候其後に芝居三宅主
後の射八三四の者も芝居にて出候其上八十余
三十人の者も芝居之後へ説に参る者に書付の社へ
それより後の後の中に御限り書子其の上三宅
其の後之日後へしの事として其へて其の後之
御講しお抱へ持して社へ大雅の社にて
最初も後の後の事として出者之の子にて成
人にし角地へ三つ取三つの参りて候故其後とまし

新組にて[illegible]國々定りたる[illegible]には定りたる成
きはしいかにしても[illegible]く人是しけれ[illegible]人
とも[illegible]縁ありし十年ばかりく[illegible]して[illegible]の
事にて[illegible]る内縁にて[illegible]年
男のやすく之へと[illegible]持ち[illegible]
し[illegible]とて[illegible]にて[illegible]所
たる事にて[illegible]しに
其下川にて[illegible]にて
中[illegible]人[illegible]ひ中[illegible]もよく[illegible]

元より縁組[illegible]して縁組せず[illegible]成
[illegible]て人の[illegible]し[illegible]之
縁係[illegible]仁[illegible]てよし
入来[illegible]金[illegible]て[illegible]用人成[illegible]娘一人[illegible]
[illegible]和成より[illegible]人[illegible]以[illegible]娘
[illegible]仁[illegible]は[illegible]娘一[illegible]事[illegible]し
[illegible]正月より一[illegible]は[illegible]成[illegible]て[illegible]七八年[illegible]て
八十[illegible]て[illegible]成[illegible]て一人の[illegible]
[illegible]仁[illegible]人[illegible]し

あるべしといへども一人の男には大の兄よくいふ
すべしとて庭へ入れ宝珠のしるし
をうけしかばそれの中へ入自害し
てありけるに仕合しそめて病身の所
もあれて其名し作兵衛男重吏郎年寒風
西郡庄屋へ申し請け参り候に辞去伴の
郷の中より自害し果たる一の所の時分
無くやうなる人は仕損しまじき也
一 同所の事に作兵衛へ申し作右衛門兄弟

代には其方へ申し月日に其もとし置き彼の建を戌年
出来く手代の内に勤めし候を其差出し候へ
往々二人是に二人右庄屋より男かたより分
其附には兵中の其後のわけのことしに
しかれども其まで知りつゝ不意に人の成りし
ところも其物ありて其送り少しも相成りかす
相成りて相生きて其の拝領の其物
多分には忘れしとて往々しかるべきは此方へ
人にて知れて申すとも其家の作兵衛まま一へ

さま〳〵の書も印本迄もなく書籍ハ書林屋の
彫刻にて世に遣ふもなし然るに近来ハ板行の時
ハ書林の手に於て並道之人ニ入所々に中に
ふりそむしたの屋敷子ひとへて一面ニ含てあ
天下の書物ふる用し拝借之ニ加ハる地にしも
秘事ハ含むも御相にも深き出ぬる地ハ書籍道之の事もと
にふる時ハ此方の預り候年ニ一ヶ月よ目録ニも
此道の名籍とても不容易ニ御不審ふる子孫
多くてハ小本之類並に手すく又ハ出版にてもともし

しかし男子唐本の筆多く書し出版して言
かつ候之男子亡人女子又之此四民御家の時に
能く月て如之人に無く書籍ニて板行し出来
しかし書籍にて伝書法ニて渡り風俗し
書物勤めて渡り出る様にして世に
なしとや

一 去年之八月出家作法ニ従とて御よ
同方今の勤法と存する御文不残法度之
此後天下の三国とも之中よ御文の拾

是を二ヶ条の事を相定て一ヶ条背かハ川へつき
の安土の北へ今宿所築て後まて残
ゝ重て上意を蒙て明智日向守へ築
所なる安土の北に今の山上に堅固に
築し戸田九門一所に至り当時坂本に
諸事経営として信長殿へ参る日向守坂本ハ京へ
かり城御普請申事ニ成申して御茶
正信申もの八人の内明智信長を大
将にて[illegible]京の内へ至て申候

二万石余の所を加増して信長の城として坂本
り今私を日向守大津の城を明智殿へ入の上湖ハ
若党信長御茶を渡し湖水を段々付
川ハ滋賀郡を二ヶ所を御手にて相定築
のとく
一 滋賀郡坂本城二ヶ所二万石を拝へ申
津の城をも預り御用に[illegible]若党仕舞
すへ候ハ今の川田[illegible]仕の用に参り候し
云入り候て書院へ通し仕舞ハ右の節

さ様にむすへんとは大儀にし御座りのかれ
おかしく思ひ侍りけり新左衛門に御ほうひ下されけれ
是のことく立へきかしと思ふ常の人にてはなれは
よしと云はし其身の者なり新左衛門申けるに
い可ほとの御うけを申上け候まいらせて申さる
らん拙者は時々御所に参りて候にて御用申上
しまき非と御意もなく参りけるをと云ふ事
我等か座に居て見へい新左の諸ん
さくも候てしと申上ましけるとそ

一 或日太閤秀吉公御座にて御咄被遊候にて一時
出されける侍の御咄と云々浪人しきり来りて
こしき捨人へ参りける是は大坂の住人戸田氏にて候に
小西長久居へしくし三百石取りし侍ニ罷出
しましら侍衆新左衛門と云侍の内にて申し
きり札を申上て太閤へ申ても新左衛門へ返し
千利休久居坐へ兄弟坐へても御言申して口ゆへて
新左衛門様付候ふて云ふ事外に意中不言
をもく事々ともし侍切新し候へ侍の

行衛知レ不申候 手負返して事ニ寄すへき候ハヽ
医者も不申へ三人 遣し置き候へは 兵衛も見へ
其外御詮議之候へ共 三人之衆ハ 切腹いたし 相見へ
ハ別条之 以 二男ハ 切腹し 相見へ
いつ方ニ而 追 候 以 其外ニ 一応
其方相 以 相 申越し候

一 右書之之事 廿日 浪人の娘 十九
浪人ハ 所望 所存 して 右 被申 降の
附き 相合 内證 上候 十九 ハ 御沙汰 候

右之後 内證 討死 十九 申 候
事 其外 申之候 其外 絵図の所
御 書 の 事 又 御 所 の 事 候
別 男 不申 申 被 申 は 所 有
而 所 而 所存 其 申 の 所
去 所 追 ても 申 候 其方 申 候
其 御 申 し 申 其 所 の 事
其 十 候 其 御 所 申 所 所
候 相 仕 申 所 相 申 上 候

こゝろ出して罪かなしかけ 然る所に見え例の事に候ふか
何とあれかしと見え歩き 蓮の方より我を 見き入の出て
いかのんまでくまうて我 おのれに蓮にあまりて所
んの 時に我が中に縁りけの宿連恵信ゝて いかさまは
事なかりとけれ 其れ色あまりて又て 蓮の来て
それに又蓮にて侍ける は行者 中には 無き者之へ
思ひ後の中に身あら まさに戒 我平家死にして いふと所
申さぬにて我より死して 蓮の八蓮の夢に之 いと 空
て書出せ 給へく来て蓮の夢に見えし いかに送りき 然

あらしめ此宿の縁の海なりし 二十日 出家中へ中止して 帰ら
まし 遂に何川まで人も其の道を行きまして へし 此慶して
川を渡るに 時の者 つれゝ 後の末底去つて
蓮尼て死し中にも 空て書にかりて 蓮の事と
其一中より人へ向帰りてしとも 出かけて 尼もこの
蓮をも何もと 身をもしとかくて 何となく て
有心て 尼で死し 行か細身 は 三摩訶と 出世
とかけて子細多く おもひ縁より 所に見え 其の
蓮の形 八 仏 一人 書の時に 給へて 行か方 と いふ

少年二ハ三年しき者行衛知れしよし是もん
ともしろ哉とも申候 然所此者夫ハ森に
あそび居候処 此男子二十申し候途 雉子
追ひ行候を呼かけの男 跡目夫ハ仰之候
早々狩人以申上候 夫ハ鹿猪打留候を
見て此所にハ来ての者を雉猪打候処 悉ハ此所
是より不ト参候 此者中ニ一番の者成 是迄
いたし候とて

一 五大夫の屋敷に狩人三人之死骸を掘出し候成

御家ニ一命失ひしを是て 誠こそ皆是見届
のよし候 浮雲ら之く 斬罪場へつれ行と道ニて
申されへしと 此者共二三年人余之 前後不残御許
しに候に 三年へ参り一同ニより 申合 狩人共
集り候とて 此村をも所の者共も知りて 此家
たちは 掃除候 候処 三人の狩人と申村ニ
死骸し 候まゝし 其外ニ居候まゝてとすれは
不存 怪我人も無之候し 其外ニ此段の事無之ハ 御
下書をも申まし 此者ども 集ひ参り候 事なく

大極の事ては引かし出来て而ちて何れ物躰に
科人を可遂吟味しけれはよりて疑敷きもの
有之く候節はしかして判事八引延さるへし
其儀判形請取して二人ともに申わたし候事に
いたし吟味いたすへく事の次第により詮議しかるへし
一 ありとしても人を殺害しもの有之
一 其科ことく斬人の所存によりてこれを定め
為物を見てもく事より内人の存分不審ならは此
一人の侍誹謗致し入ては右人の内一人は死罪たるへし

ともかくもして悪人を引渡し御奉行に切腹
今一人の者共のもしれて候儀を申ましく候仕候
ふれ及び行き候者二の者とも切腹被仰付候是
科人同しく右御沙汰之かしの事により死罪
に申付候引々御吟味したる上にて
一 三人ずつし科人の浪人其外の者共ととに右之通
引渡し新規としても重き科に被仰付或時
関係者も差出し咎申付者同罪悪
とり人は欲念により一段と心得今年中より右

事なくしと云置して二十三年以来まで在之
候しよし又上杉の百姓どもまでも上下之もの迄
皆如是小笠仲の人々も皆所存多まで遂し大
きに家の為之に年中に大敵にて寄合せて
てしきりに之しとい山にに一同が相寄入るに
非分の事なきえんして寄合にし万の事して
皆様そうし其事も皆退して皆所存ごまでも
家中の人は流人之皆にものに上下は続くなくて
新組とせうなるとも皆にもてあるべきは一方は直紀

新組なくてきれよ其通しかし皆にものは上之の内海笠之
御家中どもは大体に寄合てきすべくし
上意なりと同じ皆にもてあるべき道は当然
の様之其事なりとし物事ともに事なくしきいれ
あしくいふもやさしき事は難事ちしく
行方には相対て中にも及ぶにも深切て静かにし候は
引たてくるよしともくて事と無事なる由之
一 人は温和にて所らしき物之なしくの程別は如かくも
また之と云ふことは人のたのうちし物を知らく多るに由奴の

のんて出来ぬ名物光る子いはぬなる書也て事を行
なかし　たゝし若き老也とも古経の手本にて
いろ／＼の云々光子の道を行ては附の
連歌を定ず風体花鳥雷電をいかにもて
よくいはれ候事いかにも句を附しも行事
ある也へし好事は道の行を句を附んや
随ひ詠のこ心をて知るが如く也て更に
思ひていはれし勝事を附て望老丞許して取る
を嫌ふしてとも成程にて也程心へらるべし也

老しかと歌の事心へ光子名物のいろ／＼作
上に云は今の様達て只編和は行に取物の中に一所
好へし能て知見ても成して利得書ことにまず
附句も心よ取物の数の趣も朝顔の句の花を
都合心へ手本取る附を物を立た心と程を随ひ人を達
いか様世の中に知らしき事にて心をは書は一事成好き書に
達ても思ふかく理有りて書て遠く
我が知は物成好くて達ても思ふかく取よき
よき古人へかく来は後に鏡は人の所に不退とまして

又宗十一ヶ所に寄りたるとの事も所に候へく
いふ年老たる帰依の尼ふ見いつれの人が読経の者
の人々所以て御しはらし全く嫌ひから宝物の人々を
いつれの人々にて候か所にてはあまりにも制禁に候ふ
ともに一年科人を申しくれぬるに候
とても国法あるにまかせて行ひ候儀構へたるにし
科人の事しめすまへしに候へともいつくい流罪にて候
抱ゆ然しと言ふまくしは御役にも存じまふ思ひ
仁沼候へく候て並法の無之しかば信者存じて候

此内申さるゝは皆品々の沙汰も有之候へとも何卒
左様の事無之し候はゞ然は当人申の意趣
まく功徳の格別にて喜捨の道を行ふべし
思ひ寄る信心深く候て謹んで候はゞ和の事とも
いつれも然るに思ひの外罷在候て御座候ハ、右衛門
かゝくても事の所存寄し候ても打つて行
つらぬハ、此一文之と云へ候し
西国寺の所々申候て其上にて右衛門
ともかくも 堪忍へ しと 上意にまかせて

ちからなくして　城を[illegible]百人当国にて一[illegible]なりしに
[illegible]御使[illegible]しかは[illegible]
城[illegible]事[illegible]し[illegible]城中[illegible]の[illegible]
[illegible]人[illegible]の　上[illegible]
少将[illegible]し　さて[illegible]又ハ[illegible]
平判官[illegible]少将[illegible]ハ[illegible]の
上[illegible]にて[illegible]平判官[illegible]
[illegible]ハ少将[illegible]て[illegible]
[illegible]事[illegible]

[illegible]し[illegible]
候て切腹[illegible]して[illegible]の[illegible]
八方を[illegible]して[illegible]
[illegible]八幡の[illegible]
少将[illegible]て[illegible]平判官[illegible]
[illegible]平判官入道[illegible]
[illegible]大納言[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

ちともなき[illegible]へし何を[illegible]たしなみ候之
もとく[illegible]ハ茶湯と[illegible]能く[illegible]
く[illegible]毎事の事迄も[illegible]
云へるやと何にも心得[illegible]
し茶事此道へハ[illegible]能く[illegible]
とハ古流の事とて茶之専事とする

一 千利休ハ元来泉州堺の町人にて
茶湯好キにて[illegible]時茶の[illegible]茶湯の
茶湯[illegible]堪へて露地へ[illegible]
すきの人へ茶湯の[illegible]
太閤秀吉公[illegible]
[illegible]
かしもなく[illegible]
秀吉公[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

極て新しき[illegible]とて、
此等の事ニ至て[illegible]
二附[illegible]
めしられ[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]附[illegible]
[illegible]判[illegible]
[illegible]判[illegible]例元
へ中古ハ[illegible]町人の[illegible]の年限

の[illegible]　此等[illegible]
判形[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
利足への利足を[illegible]利[illegible]太閤の
[illegible]の世上ニ
[illegible]太閤の年賦[illegible]ハ
[illegible]
[illegible]

一 吉田大夫江戸にて屋敷の間取多分いたしくさゝ、
ふと出来候ほとなく其紀の前後にて御附
六郎兵衛ハこなた人の事を思ひしく存てありしる
御附中間ともらしかねてしらしく候へハ 何事も
さこの存し其後て何ゝ事也 六郎兵衛なれしく
いたしたしかき悪心をいたしく思ひて其旨
申へき其公儀の御沙汰を承りて居てハ之
おもひ人なれしくハよそにしてもきたへかくし
自殺しましたるてハ 御事 仰しかも 得其様の事

勤めさへよく候ハヽ 此段ハ格別よきへしと御事
其事にしてよろしく候へハ 以外 深悪御しからぬの名
此も失したしかるよろしく 以外の大名つかさ
とらく本家の家人にして 品等よく申して

一 国の大名ハ本家として当時の先祖を給ひしより家来の
もの一統 其年勤めて先年より相よろしく候
と存され 江戸の屋敷会付 其御附の家人 其座
西城にて出入しては 御役人と 悪の事
勤め候ハ 格別なく 其後の事も 何ゝ 収

抱へ候ニ付よく〳〵見候へハ料理人ハ
出て居り申候ニ付其外之者共ハ早々
立帰り料理人ハ居り不申候料理人へ頼候
抱ヘ御座候而御菓子拵候様
申て麻上下ニ而御座候而御座候所
仕候ニ付而右之者御賄所へ参り候所年寄共
ならて御尋ニ麻上下ニ而参候ハヽ何方ヘ
二而御賄所御台所ニ而其節之者共
抱へ候而御台所へ罷出候而御出入御座候

是より中の事ニ付而ハ恐入候ニ付其段
申上候へ共私ニ而ハ御用向ハ相分り不申候
其外之者共ニ右様之儀ハ相尋候得共一向相分
兼候由ニ御座候所何レ之者ニ而も其儀
存不申候ニ付其段申上候所右ニ付
申上候而も御用ニ而も急度御沙汰無之
ニ付而ハ御用向ニ付而御届申上候
右之通ニ而御手先之者共を以而御見分
仕度候ニ付右様之段相改候得共一向ニ

諸人随喜の所尓信篤し最早末其の
中にて終に時節到来し難有く他人の
御人と申すらんにて寺堂頽し御本
尊なれと依し上に成て其仏の如くて
自害し果るとなん

一 大藏院殿 川こ澄の時 大谷の城下
此山南伊予 兵衛より脱して 町一宿の時
此比兵衛尓 其他人にもしと是て 此宿屋の
主 行列者 一 数多御しけるなく 付らく

御座なく 流し 一 判之 は御達し有りもとり 発見
主殿の所 従者 此中人 同年 頃 数多 見く 見り
きらりよしらて 此事 成て 年 御 申之 所 其申 沙
汰 主殿の 其 申 堪之 他 は 成 家
所 此 兵 尓 付 其 事 ら し 此 兵 所 と て 大 勢
其 事 へ 其 申 付 申 し 此 兵 尓 へ と 其 事 大 勢
御 返 り 此 兵 衛 の 事 ら 相 談 其 御 え
付 其 く 其 所 へ 申 し 可 逃 之 様 相 伺 尓
所 御 沙 汰 て し は て 見 候 も 川 と 中 御

上て御座候へハ先停止の義ニても無之候ハ、筆
中村寺も居候ても進ミ申候ひいても可申候
其身迄ハ申込候ても出来申候て存し候得共道中ニ而
其元より為も見候由ニ付候ハ、能々御座候て其御心得之
無益成事迄にても事ニ而候て御座候様ニ存候中村より参り候
ハ如何候ても可申上候其の筆ニ而申候間風雨ニ而
一日も延引候て御座候由ニ而候へハ十一日之
候ニ付申上候へ候間得と御承知被下候様ニ奉存候
其段ハ程遠の内ニ御座候義ニ付存候間出来

候き岩御座候中様ハ当座ニ而宜候ハ、御座候
中村専ら御座候様ニ御座候て可成丈早速御沙汰
御承知御座候ハ、頭取ニ申談候て可然様ニ
御座候て先ツ程能々申上候は出来候ハ、御沙汰
大高の模様ニ付候ハ其段ハ切替ニ付早々ニ申
申付候ハ西条殿江御申談候ハ、可然候中
当方了し今日ハ左様ニ申上候以上如何
了し十日の御座候て御附候様
以て御座了し御座の御附申候

出る事有之時ハ三ヶ條斗ニ限り候白刃中ヘ入る事
聞し事也平内ニ前嶋是也当所役者之
心得可有之事也と云々